

甲第183号証の1

第7回高経年化技術評価に関する意見聴取会議事次第

日 時：平成24年2月13日（月）13：59～17：11
場 所：経済産業省別館1階 101～2、103、105会議室

高経年化技術評価に関する意見聴取会 第7回議事録

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 個別プラントの高経年化技術評価について
- (2) 原子炉圧力容器の中性子照射脆化について
- (3) その他

3. 閉 会

○石垣高経年化対策室長 時間になりました。これから、第7回目になります「高経年化技術評価に関する意見聴取会」を開催したいと思います。保安院の高経年化対策室の石垣でございます。本日は、お忙しい中、御出席を賜りましてありがとうございます。

会議の前に、傍聴の方にお願いでございます。事前登録の上、傍聴いただきておりますけれども、議事進行の妨げになるようなことが、もし、あつた場合でございますけれども、1回目は警笛、2回目で退出いただくということになります。あらかじめ御承知置き方、お願ひしたいと思います。

それから、今日の議題でございます、個別のプラントを評価で、伊方の2号、福島の第二の1号、美浜2号という3つでございます。

それと併せて、圧力容器の中性子照射脆化に関するものということになりますけれども、これまでの意見聴取会でいただいた御意見、それから、御質問、コメントに対する回答という格好になるかと思います。よろしくお願いいたします。

それから、今日の委員の出次の状況でございますけれども、橋高先生、関村先生、JAEAの更田さんが御都合により欠席ということでございます。

それから、司会進行役をお願いしております庄子先生でございますけれども、若干遅れるという御連絡をちょうだいしましたので、庄子先生が到着されるまでの間につきましては、私が議事進行を務めさせていただきたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

その後でございます。資料の方を確認させていただきます。

座席表、議事次第をお配りしてございます。その後に、いつもの先生方の名簿を付けてございます。

これから今日の配付資料になりますけれども、資料の1番が、四国電力伊方2号炉についての委員のコメントという格好で、これまでいただいているコメントを一覧で整理したものでございます。

資料2が、それに對します四国電力の回答になります。

2-1が、委員コメントへの回答。

2-2が、指摘事項に対する回答という格好になります。

資料3、これは、福島第二の1号炉についての委員コメントの一覧でございます。

資料4、これが、それに對します保安院からの回答。

資料5、横型のパワーポイントの資料になりますけれども、東京電力からの回答になります。

資料6からが、美浜2号炉についてでございますけれども、資料6が、いただいております委員のコメントの一覧になります。

資料7、これは関西電力からの回答になります。

資料8、ここからが中性子照射の関係でございますけれども、玄海1号機の原子炉容器の健全性に関する委員コメントという形、今までいただいたコメントなり御質問なりを一覽にしたものが資料8でございます。

それに対しまして、資料9でございます。九州電力からの回答の資料になります。

資料10、これは、井野先生からいただいた御質問ということでございます。1月23日の資料への質問という格好で、資料10として配付させていただきます。

資料11が、井野先生からの御質問に対する回答ということで、九州電力から御用意いただいたった資料になります。

その次に、1枚、恐れ入りますが資料番号を振ってございませんが、関連温度のグラフの1枚の資料を御用意させていただきます。これは、九州電力からの追加の資料になりますけれども、資料11の資料2の追加の資料という形になります。1枚だけでござりますけれども、玄海原子力発電所1号機の高経年化対策に関する報告書（平成15年12月）というグラフの1枚になります。

参考資料として、23日の第5回の意見聴取会でお配りしました資料3、九州電力からの玄海1号機の原子炉容器の健全性に関する資料、今、申し上げました資料11の関係で、改めて再度配付させていただいたというものでございます。

以上が、お手元の方に配付させていただいた資料になります。

それから、机の上でございますけれども、厚いファイルで、美浜の2号炉、それから伊方の2号炉の評価書そのもの、それから紙ファイルで同じように美浜と伊方、それからガイドラインの類という格好で、いつものように御用意させていただいております。

資料の方は、以上でございます。審議の途中でも結構でございます。過不足ありましたら、事務局までお申し付けいただければと思っております。

早速、議事の方に入らせていただきたいと思います。

最初の議題は、四国電力の伊方2号炉についての高経年化技術評価という格好になります。

今回、資料1、2-1、2-2と用意しておりますので、事務局と四国電力から説明の方をお願いしたいと思います。

○青山高経年化対策室（班長） それでは、資料1でございますけれども、今、申したところまでの委員コメントについてとりまとめたものでございます。

まず、最初の○といたしましては、四国電力さんから紹介がございました技術評価の概要に係るごとにに対する回答に對するコメントをとりまとめたものです。

2つ目の○でございますけれども、これが指摘事項に対する、委員からのコメントに対する回答などということとりまとめたものでございます。

資料2-1、2-2に従いまして、順次、この内容について追っていきますので、個別のコメントにつきましては、そちらの方で確認いただければと思います。

以上でございます。

○石垣高経年化対策室長 では、四国電力さん、お願ひします。

○四国電力（松浦） 四国電力の松浦でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、資料の1から御説明させていただきます。この資料では、伊方2号機の委員コメントに対する回答について御説明させさせていただきます。

ページをめくつけていただきまとと、今までいただきました委員コメントをリストアップ

してございますが、1、2、3とあります、本日については、2番と3番について御説明させていただきたいと思います。

では、次の3ページ、まず、②番ですが、前回ターべポンプの高サイクル疲労と低サイクル疲労の重量についての計算結果を説明させていただきましたが、それについてのコメントでございます。

ターべポンプの高サイクル疲労と低サイクル疲労の重量について、弾性解析なのか、弾塑性解析のか示されていないので、詳細な検討内容を示していただきたい。

評価に使用した疲労曲線は実力ベースなのか、設計に余裕を見込んだ設計値なのか明らかにしてほしい。

また、軸以外に3次元的形状のインペラについては、どのように評価しているのか示していただきたいという3つのコメントでございます。

これに対する回答でございますが、下にあります回答分のうち、上半分につきましては、前回と同様の内容でござりますので割愛させていただきまして、中ほど○のところから説明させていただきたいと思います。

○のところからですが、ターべポンプの高サイクル疲労と低サイクル疲労の重量についての詳細な検討内容について、後ろの別紙に示します。別紙に示す評価内容につきましては、一般的な強度計算に基づくものでございます。また、評価に用いた疲労曲線は、試験データに基づき、表面粗さ等を考慮したものでございます。

次にインペラの評価についてございますが、ここに書いていますように、インペラの形状については、水力効率を考慮して設計してございまして、また、インペラの羽根出日の先端寸法は、形状変化を緩やかにするとともに、十分な強度を有するものとしてござります。

伊方2号炉では、ポンプの分解点検時に、インペラについても浸透探傷検査を実施しており、有意な欠陥がないことを確認しています。

また、資料には記載していないんですけれども、伊方2号炉も含め、加圧水型のECCS

系の関連ポンプにつきましては、回転数も低く、インペラの径も20cmから50cmと小さいことでもございまして、また、ほとんどのポンプが羽根のサイドを両側から側板で挟んだ構造の、いわゆるクローズドタイプのインペラでございまして、遠心力の影響は受けにくいう構造となっています。

また、クローズドタイプもないポンプも一部ございますが、これは、回転数は数百RPMと低いため、これも遠心力の影響を受けにくい構造となってござります。

また、NUCIA のトラブル情報及び品質保全情報を調べまして、日本の企画部門について確認しましたが、古いプラントも含めて経年劣化事象としては、インペラに対して輕微なエロージョンはございましたが、その他有意な経年劣化事象はございませんでした。以上のことから、インペラについて急いで対応すべき経年劣化事象が想定されることは考えられないんだけども、今後ともポンプの分解点検時には、インペラの浸透腐食検査を実施して健全性を確認していくことと考えてございます。

次のページでございますが、ポンプの主軸に対する高サイクル疲労と低サイクル疲労の重畠評価についての評価内容について御説明させていただきます。

まず、発生応力の算定方法です。当評価で考慮する応力のイメージを図1に示しております。低サイクルについては、起動から停止を1つのサイクルとしまして、そのサイクルでポンプ主軸に発生する応力振幅を評価します。

ここでは、図1の σ の平均ではなく、変動成分も加味した σ_L で評価してございます。

また、高サイクルについては、運転中のポンプ主軸に発生する応力変動成分 σ_H で評価いたします。

(2) の低サイクル時の発生応力ということで、低サイクル時の発生応力 σ_L としましては、主軸に発生する引張応力、曲げ応力、せん断応力を考慮してございます。

次に計算モデルでございますが、右図に示すような単純な梁モデルに置き換えて計算を実施してございます。

また、応力評価に当たっては、条件的に厳しいインペラ部及び継手部について応力を算

出し、段付部の影響も考慮してございます。

次のページですが、引張応力についてでございますが、運転時の圧力と起動前の圧力差によるインペラの軸方向流体ストラスト力により発生する応力を算出して、1サイクルの応力振幅評価をしてございます。

次に、曲げ応力についてですが、運転時の圧力と起動前の圧力差による水力的なラジアル荷重により発生する応力、これを評価してございます。
せん断応力につきましては、起動前の軸トルクゼロの状態から運転時の軸トルク差による応力を算出し、1サイクルの応力振幅として評価してございます。

以上のうち、まず、起動後にかかる定常応力とせん断応力がござりますので、これらの等価応力を σ 平均として求めます。
次に、ポンプ運転に伴う変動応力についてですが、引張応力とせん断応力については、定常時のA%とした上で、曲げ応力と組み合わせて、等価応力を求めます。

ここでA%というのは、プラントメーカーの設計でございます。
 σ 平均に変動分を組み合わせて、 σ_{max} 及び σ_{min} を算出した上で、その差分から σ' を求め、この σ' を繰り返し応力 σ_L として評価しているものでございます。
次のページでは、高サイクル時の発生応力 σ_H について御説明します。
考慮する応力は、低サイクルと同様に、引張応力、曲げ応力及びせん断応力であり、計算モデルも低サイクル側と同じです。

高サイクル側では、各応力について変動成分だけを考慮します。すなわち先ほど説明したとおり、引張応力とせん断応力につきましては、定常時の $A\%$ とした上で、曲げ応力と組み合わせて等価応力 $\Delta\sigma$ を求める、これを σ_H として評価してございます。
次のページに疲労の評価方法について書いていますが、疲労曲線に基づきまして、運転開始後、60年時点での低サイクル疲労と高サイクル疲労の重量を考慮した場合の疲れ累積係数UF値を算出してございます。

すなわち、低サイクル時の疲れ累積係数と高サイクル時の疲れ累積係数をそれぞれ求め、

これらを足し合わせています。

評価のイメージは、下の図ですが、今回の評価では、発生応力、応力振幅が疲労強度を下回ったため、いずれものボンブにつきましても UFR 値はゼロということがござります。

結果は、次のページの表 1 に示しますが、これについては、前回から変更がございませんので、説明は割愛させていただきたいと思います。

○四国電力（池田）では、統計まして、3 番の御質問について回答をさせていただきます。四国電力の池田と申します。

質問内容でございますが、第 6 回意見聴取会、資料 5、11 分の 3 ページの表 2 の確認結果で、S1 による評価のみとなっており、弹性範囲を超えるものとして S2、Ss 地震力による評価結果はどうあるかということに対しての回答でございます。

資料の方を説ませていただきます。

第 6 回高経年化技術評価に関する意見聴取会、資料 5 四国電力伊方 2 号炉についての委員コメントに対する回答、③に対する委員コメントのうち、現行評価（PLM 耐震安全性評価）で耐震裕度が最も厳しかった評価断面を含む配管要素に対して、限界曲げ荷重評価基準を適用した場合の限界曲げ荷重、これにつきましては、前回御説明致しましたように、

S1 地震時荷重の約 3.95 倍といいうものでございますが、こういう荷重に対して弹性範囲を超える状態を許容する S2、それから Ss 地震時の荷重等を比較した結果を今回示してございます。

資料中、この表に示しているのが結果でございますが、並べ方として、まず、上段に S1 地震時の荷重、それから前回説明いたしました限界曲げ荷重のときの倍率、それから S2 地震時、Ss 地震時の荷重といいうものをまとめてございます。

上から S1 地震時にに対して限界曲げ荷重が 3.95 倍、それに対して、S2 地震時といいうものが S1 地震時の 1.35 倍、Ss 地震時につきましては、S1 地震時の 0.93 倍といいうものでございます。

この表をごらんいただきますと、限界曲げ荷重評価基準に基づき設定しました限界曲げ荷重といいうものは、配管サポート系といいうものが健全であれば、S2、それから Ss 地震力に対しても十分余裕があるということが確認でございます。

ただ、今回の検討結果の中で、先生方からコメントいただきました弹性範囲を超える状態を許容する地震荷重、その大小関係において、S2 地震時の荷重と Ss 地震時の荷重を比べた場合に、Ss の方が小さくなっているという事実がありますので、その点を以下に考察いたしました。

現行評価、PLM 耐震安全性評価、S1、それから S2 地震に対する評価でございますが、このときにおける当該配管系の地震応答解析は、原子力発電所耐震設計技術指針、JEAG4601-1991 に基づき、建屋 1 次固有周期削限を考慮した設計用減衰定数は、下限値の 0.5% の一番厳しい値でございます。これを適用した評価となつてございます。

一方、当該配管系の Ss 地震に対する地震応答解析では、原子力発電所耐震設計技術規程 JEAC4601-2008 に基づきまして、建屋の 1 次固有周期削限の合理化、それから JEAC4601-2008 年版で規定します設計用減衰定数 3.0% の減衰を適用可能というものがございますが、この両者の条件を使つて評価していますので、S2 地震時に比べて、1 次固有周期に対応します応答加速度というものが大幅に低減されてまいります。大体半分程度に落ちてまいります。

この結果、地震時の 1 次応力も約 30% 程度低減されるというものでございます。この減衰定数の差異を受けまして、今回のケースにつきましては、配管系の地震応答解析に適用します応答加速度が低減されて、このような評価結果の差異に致れたと考えてございます。

その辺の詳細な内容を 10 ページ以降の別紙の方に示してございます。
別紙の方の中身、こちら概要の方と重なつておりますので、要点の方を御説明させていただきたいと思います。

表 2 の方に、最終的な S2、それから Ss 地震における最大応答加速度のまとめというものがございます。

を示してございます。

表2の主給水配管の評価用地震加速度の算出結果でございますが、S2 地震のときの応答

加速度といふものは、設計用減衰定数として0.5%を用いてございます。

一方、S_s 地震に對しましては、そういう条件が緩和されるということで、3.0%の床応答曲線での応答加速度をまとめてございます。

このように、X、Y 方向、後ろのページで12 ページ、13 ページの図2の方に床応答曲線の比較図を示してございますが、このように比較していただけますと、応答加速度としては、この減衰定数の効果を受けて下がってくることが確認できます。

具体的な事例といたしましては、12 ページの図をごらんいただきますと、こちら、X 方向の床応答曲線を示してござりますが、緑の線が S_s、青色の線が S2 でございます。青色の線は減衰定数が 0.5%、緑色の S_s は減衰定数が 3 %でございます。

もし、仮に緑色の S_s が減衰定数 0.5% というふうに S2 と同じ条件で評価しますと、この緑色の線が、青色の S2 の減衰定数 0.5% の線よりもかなり上方に来るというものでござります。そういう減衰定数の効果を受けて、今回、荷重としては S2 と S_s を比べた場合には、S2 の方が上回るという結果になってございます。

○四国電力（松浦）引き続ぎまして、資料2-2の方に移らせさせていただきます。

ここでは、先ほども御紹介がありますように、指摘事項に対する委員コメントに対する回答を御説明させていただきます。

表紙をめくつていただきますと、次のページに委員コメントのリストがございまして、3点ござります。この3点について、本日、御説明させていただきたいと考えています。

次の3ページですが、指摘事項6、7に関連する質問でございます。

代表ケーブルと製造メーカーが異なる難燃 PH ケーブル及び難燃三重同軸ケーブル1の長期健全性試験データのエビデンスを示してほしいということでござりますが、これの回答につきましては、別紙1、2に試験データの概要を示します。ページをおめくりいただきたいと思います。

ます、別紙1でございますが、次の4ページに代表ケーブルと製造メーカーが異なる難燃 PH ケーブルの試験データの概要を示してございます。

まず、試験のフローですが、図1-1にありますように、60 年相当の加速熱劣化、60 年相当の放射線照射等を行った後に、最後に原曲浸水耐電圧試験を行い、絶縁破壊しないことを確認するものでございます。

次のページでござりますが、試験条件と試験結果を太い線で印込んでございます。試験条件は、表1-1、上の表の太線で印んだ部分ですが、これらの条件を表の右側に記載しました伊方2号炉の実機の60年間の劣化条件を包絡したものでございます。

表1-2の下の表のとおり、試験結果が良となつてござりますので、このケーブルは、伊方2号機、60年間の供用に耐えるものと判断してございます。

次の6ページでござりますが、難燃三重同軸ケーブル1につきましての試験の概要を示してございます。

試験のフローは、先ほどの難燃 PH ケーブルと同様でございます。

7ページに試験条件と結果を示しておりますが、難燃 PH ケーブルと同様に、伊方2号炉の実機の 60 年間の劣化条件を包絡した条件で試験を行い、絶縁破壊しないことを確認してございます。

次の8ページでござりますが、前回、第6回の意見聴取会の資料の修正でございます。すなわち、指摘6、代表ケーブルと製造メーカーが異なる難燃 PH ケーブルについての評価を見直すこととの指摘事項に対する回答でございますが、今回、修正した箇所を下線で示してございます。

この四国電力回答のうち、前半の部分につきましては、絶縁種別が同じである代表ケーブルで評価できると考えていただきましたが、メーカーごとの評価が必要であるとの指摘を受けた経緯を記載してございます。

また、中ほどから下の部分の線を引つ張っているところでござますが、今回の状況を受けまして、製造メーカー別の評価は要求されているほかの機器、例えば電動弁の駆動部

等でございますが、これにつきまして、代表機器の評価で代替しているものがないと、同じようなことをしているものがないかという観点から確認しました。

その結果、いずれも伊方 2 号炉の実機と同じ製造メーカーの供試体を用いた長期健全性試験データを用いて技術評価を行っていることを確認できましたので、その結果を追記いたしました。

次のページでは、この指摘事項 6 に関する経年劣化技術評価書、すなわち終括評価書の変更分を記載してございます。

下線部は、この指摘 6 に関するところでございまして、変更部を見ていただきますと、健全性試験の結果、60 年時点においても絶縁機能を維持できるものと判断すると記載してございます。

次の 10 ページでございますが、低圧ケーブルの評価書の修正部分を示してございます。前ページと同様、下線部が指摘 6 に関する箇所でございますが、これにつきましては、前回の意見聴取会と同様の内容でございますので、説明を削除させていただきます。

次に、11 ページでございますが、難燃三重同軸ケーブル 1 に関する同様の指摘事項でございます。

これにつきましても、難燃 PH ケーブルと同様に、当初の回答を見直しました。

また、ページ 12、13 には、指摘事項に関する評価書を変更した箇所を記載してございます。

次の 14 ページでございます。これは、前回の意見聴取会の指摘事項 11 の関連のコメントでございます。すなわち、ターがポンプで発生した 3 件のトラブルでは、軸の折損の兆候を把握できていたのか、できていない場合、高絶縁化技術評価として主軸の高サイクル疲労を設計で考慮しているだけでは不十分ではないかとのコメントに対する回答でございます。

コメントにある 3 件のトラブルとは、ここに記載しているトラブルでございます。

伊方 2 号炉のポンプに関する 3 件のトラブルの発生原因につきまして、

設計・運転管理等の観点から差別化でき、同様なトラブル発生の可能性が排除できることを確認してございます。

また、主軸の高サイクル疲労に対する疲労評価を行い、疲労割れが発生しないことを確認してございます。

その結果、次のページの表 1 に示してございます。先ほども出てきた表でございますが、いずれも疲労強度より小さい応力となつてございますので、疲労割れの可能性はないと言えると思います。

更に疲労評価の結果、疲労強度に対する裕度が最も小さく、連續運転をしている海水ポンプにつきましても、2 定検ごとに分解点検を行い、主軸の漫透探傷検査を実施していますが、疲労割れは確認されてございませんし、その他のポンプにつきましても、径変化部のうち、探傷可能範囲について漫透探傷検査を実施しており、異常を確認してございます。

以上により、伊方 2 号炉では、主軸の高サイクル疲労は高絶縁化対策上問題ないものと考えてございますが、今後とも定期的に主軸の漫透探傷検査を継続してまいります。

最後に、ページ 16 でございますが、前回の意見聴取会の資料のうち、指摘事項 12 の関連のコメントでございます。

ターがポンプ主軸の限界亀裂面積はどうくらいか、折損するときの面積はどの程度かとのコメントでございますが、これは、伊方 2 号炉の余熱除去ポンプに関する御質問でございましたので、余熱除去ポンプにつきまして計算いたしました。

すなわち、伊方 2 号炉の余熱除去ポンプ主軸の限界亀裂面積、これは、最終破断の延性破面積というふうにどちらましたが、これは、主軸断面積の約 15%です。すなわち亀裂面積で考えますと、主軸断面積の約 85%に相当しますと、最終的に延性破壊に至るということでございます。

また、参考までにポンプの諸元を記載してあります。また、参考までにということで、余熱除去ポンプの主軸における亀裂の大きさと振動の関係についても記載してございます。

以上でございます。

○石垣高経年化対策室長 ありがとうございます。それでは、資料の2-1、2-2、伊方2号炉の高経年化技術評価に対しますコメントと回答をいただきました。ここで、御意見、御質問をお願いしたいと思います。

○飯井教授 まず、資料2-2、16ページ、指摘事項12関連ということで、⑥です。これについて、今回、ターボポンプ主軸の限界亀裂面積を回答いただきました。それで、ここで更にということで確認しておきたいのは、例えば亀裂面積が50%になつてから、下に書いてあるような70%等に亀裂が進展する時間というものは、どれくらいか把握されているかと、それを確認したいと思います。

具体的には、どういうことかといいますと、静止機器といいますか、圧力容器の亀裂と回転機械の亀裂というのは、性質が全然違うということなんですね。いまや、圧力容器等については、維持規格というのができて、有害な欠陥でなければ存在してもいいといふことになっておりますけれども、いまだなお、回転機械については、亀裂の存在を認めた運転というのはないと思います。それは、基本的に回転機械への亀裂と静止機械の亀裂の性質が違うからなんですね。

つまり、同じ資料の14ページに3例のトラブル事例が紹介されておりますけれども、聞くところによりますと、振動のわずかな変化の兆候から、実際に折損に至るまで1日経つてないという話も聞こえてきておりまして、とにかく回転機械の亀裂というのは、非常に成長が早いということなんですね。

それで、そのことを指摘した上で、追加でどれくらいの時間で亀裂の折損に至るんですかと、亀裂面積50%から折損ということになると、どれくらいの時間で折損に至るんですかと、これは確認いただきたいというのが1つあります。

それから、資料2-1の3ページに戻りまして、質問事項の②に対する回答です。これは、資料2-2、14ページのコメント⑥に対する回答とも関連があるということを考えると、今回の回答は不十分であると考えます。

その理由は、そもそもこの検討の端端が2つあったということなんですね。まず、1点目は、局部的に高い遠心応力が発生している場合に、それが低サイクル疲労損傷の原因となることではないのか。高経年化という観点で低サイクル疲労ということがあると思われますけれども、その低サイクル疲労損傷の原因となることがないのかと、こういう懸念が1つあつたと思います。

2つ目は、回転機械についても、圧力容器に比較して、遙かない保守性を考慮しているかと、こういう懸念があつたと思います。
それで、1つ目の懸念ということに対する回答としては、やはり言うならば、最大遠心応力はどこにどれだけ発生しているのかという回答を期待していたわけですが、どうも主軸の方だけに目がいっていて、それも段付部という表現はありますけれども、余り評価部位がよくわからぬということがあります。
2つ目については、3ページの真ん中にありますように、評価に用いた疲労曲線は、疲労試験データに基づき、表面粗さ等を考慮したもので、いわゆる実力ベースの疲労曲線であつて、圧力容器等の低サイクル疲労評価で行われているように、応力に対して2あるいは繰り返しに対して20とかといった設計疲労曲線で評価をしているわけではなさうだということなんですね。

したがいまして、例えば今回出ている海水ポンプなんかでいきますと、もし、応力に対する安全率を考えると、疲労限を超えてしまうということで、いわゆるユーザージ・ファクターUというのはゼロではなくなるということなんですね。
そういうことがありまして、もう一度検討の端端に立ち戻って詳しい回答をいただきたいと思います。実際に、心配している部位をきちんと示してほしいということで、まず、1番目の懸念については、少なくとも寸法のわかる組立断面図、特にキー構とか、インペラの構造とか、それとか計算に使われるような回転数等、もう少し詳しい情報を提供いただきたいと思います。

以上です。

○石垣高経年化対策室長 ありがとうございます。2点いただきましたけれども、ターがポンプの主軸の話と疲労の話と、今日、コメントできることがあれば、どうぞ。

○四国電力(松浦) まず、2-2のページ16の話でございます。亀裂が50%から70%に行くには、どのくらいの時間かかるかという質問でございますが、日本機械学会の論文集にござります、亀裂進展速度を用いて計算しますと、50%から70%になるのは、約60分、約1時間でございます。

次に、資料2-1に關する3ページ目の計算でございますが、ここは、まず、主軸の疲労に対する評価をやっているということで、部位につきましては、ページ4の下の方の計算モデルと書いていますように、条件的に厳しいと考えられるインペラ部及び総手部について応力を算出し、段付部の影響も考慮したものでございます。部位については、そういうことでございます。

あと、実力ベースで疲労曲線を求めているのではないかということをございますが、こでは、使っている疲労曲線は、実力ベースのものを基にメーカーさんの方でいろいろ表面加工とか、粗ければ疲労強度が下がるので、実機の表面粗さ等を考慮しまして、実機ベースの疲労曲線から設計に使えるように、メーカーさんの確認をもって下げた疲労曲線でございます。

○石垣高経年化対策室長 何かござりますか。

○四国電力(松浦) 今、御指摘いただいたのは、筋的機器と同等な評価を行っていたいたいということだったと思うんですけども、今回、資料2-2の15ページとかに書いていますように、ECCS系のポンプにつきましては、主軸の高サイクル疲労につきまして、詳細に評価させていただいて、その結果は載せさせていただいています。

○飯井教授 ですから、その保守性を、圧力容器同等の保守性を持った評価をしてほしいと、するべきではないかと、ということです。あるいは今回、資料2-2の14ページではお示しいただかなかつたわけなんですが、これらの3つのポンプの主軸折損例があるわけですねけれども、これについては、例えば何定検に1回見ていて見つけられなかつたと、それに対して、見つけられなかつたということを踏まえて、より点検間隔を短くしていると

聞。

○飯井教授 いずれにしても、そこは計算なんですかけれども、1時間とか非常に早い時間、ここで計算で出されている主軸面積の50%の亀裂が発生して、振動が5%くらい増加すると書いているんですけれども、その時点では、寿命がほとんどない、1時間あるいは数十分で折れてしまうということなんですね。

したがいまして、そういうことを踏まえますと、結局、該当機器については、危険の発生というのは、どうにかして防がないといけないということです。資料2-2の14ページの⑤に対する回答なんですねけれども、実際に、これまでの発生事例でも振動の兆候や分解検で亀裂発生の予兆を把握できていなかつたということなので、これは高経年化評価として、設計がいいから、それでいいのだだとうことは、なかなか通らないんじゃないでしょうか。そこら辺については、たしかJNESさんの指摘があって、高サイクル疲労は考慮する必要ないと、そういうことではなかつたと思うんですけども、やはり高サイクル疲労を考慮するにしても、圧力容器と同等の保守性を持つた評価を行いうるにしています。

○石垣高経年化対策室長 何かございますか。

○四国電力(松浦) 今、御指摘いただいたのは、筋的機器と同等な評価を行っていたいたいということだったと思うんですけども、今回、資料2-2の15ページとかに書いていますように、ECCS系のポンプにつきましては、主軸の高サイクル疲労につきまして、詳細に評価させていただきたいと、その結果は載せさせていただいています。

○飯井教授 ですから、その保守性を、圧力容器同等の保守性を持った評価をしてほしいと、するべきではないかと、ということです。あるいは今回、資料2-2の14ページではお示しいただかなかつたわけなんですが、これらの3つのポンプの主軸折損例があるわけですねけれども、これについては、例えば何定検に1回見ていて見つけられなかつたと、それに対して、見つけられなかつたということを踏まえて、より点検間隔を短くしていると

か、要するに点検で見つかならなかった場合にはどうするのかといふことも提示いただいて
いなさいといふうに思われまして、それにおいて設計さえよければ、点検は必要ないとい
うようにも思える回答になつていて、不十分ではないかと思います。

以上です。

○石垣高経年化対策室長 事業者さんは、PT 継続ということもありますけれども、そ
ういう現状保全と併せて、もう一度評価を整理させていただくということではないかと思
います。

まます。

どうぞ。

○山口参与 今の飯井先生の御指摘、ごもっともの話だと思うんですけども、平成 21
年の電事法改正以来、いつでも、何でも止めて検査するのが本当に安全かという反省の下
に、状態監視というのを積極的に導入していくという動きになっていますね。
それで、この以前のポンプの折損事例は、恐らくまだ状態監視というものを導入する以
前の事故例でございまして、ほんとそういう系統立った振動測定等はなされていないかつ
たんじゃないかと思います。

確かに動的機器の軸の破損とか、あるいは軸受けの破損とか、被損寸前に急激に変化す
るということで、事象としては急激に変化するんですけども、それ以前も状態の変化、
これをとらえていこうというのは、状態基準保全のそもそもものの設計でございまして、今、
電力さんが取り組んでおられることだと想いますけれども、その辺、通常の値からはずれた
時点で異常状態をどう判断するか、それで、十分評価できるか、その辺も含めて考えてい
ただければと思っています。

それから、恐らくこれまで実例のない話ですので、是非、こういうデータはしっかりと蓄
積して、今後の検査の糧にしていただければと、その辺も含めて検討していただければと
思います。

○石垣高経年化対策室長 ありがとうございます。

○四国電力（松浦） ちょっとお時間取らせて申し訳ございません。資料 2-2 の 14 ペ
ージに書いていますように、15 ページの評価ですね、海水ポンプが疲労強度に対して最も
裕度が少ないと読めるんですけれども、これに関して、14 ページに書いてありますよ
うに、定期に 1 回分解点検をやって、PT をやって異常がないことを確認してございます。

これを代表としてやっています。

あと、例えば ECCS の余熱除去ポンプ、高压注入ポンプ等につきましては、通常待機
状態でございまして、月に 1 回定期運転をするんですけども、そのときには必ず振動測
定をやっているということです。

ですから、3 件のトラブルでは書いていますけれども、通常運転しているポンプで 1 か
月に 1 回振動測定だったので、見つからなかつたけれども、余熱除去ポンプとか、注入ボ
ンプの ECCS のポンプですと、定期運転のときには、必ず振動測定をやっているので、異
常兆候も見つけられる可能性があるかなと考えてございます。

○石垣高経年化対策室長 飯井先生。

○飯井教授 指摘の一番の前提是、ECCS 系のポンプについては、例えは振動が山ました、
それから、では非常用として使うときに、さあ予備品に取り替えましょうということにな
らないわけですね。要するに、もう振動が出た時点で折損を覚悟しなければいけない、そ
ういう性質のものであって、そういう非常に使うようなポンプに対する保全というのは、
3.11 以降、同じであつていいんでしょうかと、そういうことだと思います。
ですから、やられていることはわかりますけれども、しかし、非常用として動かさなければ
いけない、それについて、もう少し何か考へる必要があるんじゃないといふことは当然ある
う指摘です。

○石垣高経年化対策室長 では、引き続き検討すると、どうぞ。

○四国電力 先生の御指摘のとおり、設計サイドだけでは、どうしても製品関係でばらつ
きもありますし、当然、保全の中で確認していかなければいけないということは当然ある
と思います。

したがいまして、我々、今、説明したとおり、まず、分解点検をやるときには、きっち

りそういうふうなインペラも含めまして、径変化部、すなわち一番応力が集中する箇所につきましては、肉眼、それから PT 関係なんかで、そういうような有害な欠陥がないといふことも確認しておりますし、それから、通常運転状態につきましては、それもプラスα の点検の中で、いわゆる振動であつたりとか、油関係の方の、潤滑油関係のところの確認をしておりますので、そういうふうな分解、あととは運転というふうなところで、十分保全ということをやりながら、一応健全性の方の維持、あとは異常兆候の早期発見という形で進めておるというふうなことは理解していただきたいと思います。

以上です。

○石垣高経年化対策室長 それでは、ほかに今のターべポンプ主軸の話以外のコメントなり御質問なり、ございましたら、お願いいたします。

○井野名譽教授 ちょっと別のところを質問したいんですが、その前に、今のところがちょっと断然落ちないんですが、今の御質問の中で、さっき 50%から 70%になるのが 1 時間という回答は、こういう振動変化がするから、これは何が検出ということに使えるというふうなお考えなのか、それとも、それはもうとても早くて使えないというふうに考えているのか、今の回答は、どうも飯井先生の質問に対する回答がきちんとされていたのかどうかがちょっとわからないので、その辺をちょっとお聞きしたいということ。

それから、私の質問は、減衰定数の話がありましたね。2-1 の 10 ページのところなんですが、Ss の場合は、減衰定数を 3% にすると、設計用では 0.5% と、0.5% と 3% というのはすごく違うわけで、2008 年の規定で 3% になつたので、その 3% を適用していくのかどうかといふことについて、これは、少し一般的なことになるとと思うんですけれども、こういう 30 年前の機器に対して、当時と現在では材質も違うわけで、当時 0.5% というふうなことにしていたのが、3% にという結果にして、それをそのまま使っていいのかどうかと、この 3% にしたときの規定の議論が本当に十分なのかどうか、その辺のことには、私は前に、このケースではないかもしないけれども、ちょっとデータを見たときに、本当にそうしていいのかということをちょっと疑問に思つたこともありますして、そういう

高経年化的材料、機器に対して、こういうふうに規定が新しくなったものを前にさかのぼつていかのかどうかということ、これは保安院の考え方にも関係すると思うんですけれども、その点について、四国電力の方と保安院の方のお考えを聞きたいと思います。

○石垣高経年化対策室長 どうぞ。

○四国電力（松浦） まず、1 点目、ポンプの振動についてでございます。50%から 70% に船体が進展するのに約 1 時間という値を言いましたが、これについて、早いとか、遅いとか、できないのか、できるのかという質問だったと思うんですけれども、まず、ポンプにいろいろ種類がございまして、今、対象にしてるのは ECCS 系のポンプでございます。

ECCS 系のポンプは通常プラント運転中は停止してございます。月に 1 回定期運転します。そのときには、10 分から 15 分程度運転で異常がないことを確認します。

ということは、そのときにも、当社では必ず振動測定をすることとしています。ということは、毎回 10 分とか 15 分振動測定しておるわけですけれども、50%から 70% になるまで 1 時間ですけれども、そのあと、5 回とか 6 回振動測定の結果があるわけですね。ですから、それを注意深く見ていれば、検出できる可能性もあるんじゃないかと、私どもは考えてございます。

次に減衰です。

○四国電力（池田） 減衰定数の考え方ですかとも、建設当時とか、そういう古い世代のプラントのときも、勿論、減衰定数の考え方はあつたんですけども、当時は、建屋の固有周期に対して柔軟の配管については安全側に、一番最低値の減衰定数を取るということがで設計は行つてございました。

その後、配管系の減衰定数につきましても、地震入力の増大に対する高度化の検討ということで、いろいろ試験とかを積み重ねてございます。

そのときに、建屋の固有周期をまたぐ、またがないにしても、配管系の減衰定数として変わらぬいかといふことでいろいろ実験データの方が整備されてございました。古い世代の JEAG4601 につきましては、建屋の固有周期を超えた長周期側の配管系での

減衰定数の実験データがございませんでした。それでは、いけないということで、長周期側の耐震系の減衰定数がどんどん整備されまして、今回の JEAC の 2008 年版を導入するときのベースとなつた原子力発電耐震設計専門部会といふものがあるんですけれども、そちらの方で減衰定数の妥当性といふものを審議いただきまして、その結果が、今の最新の JEAC4601 の方に反映されてございます。その反映された内容を、今回、評価の方に適用して、我々の方からお示ししているというものでございます。

○井野名誉教授 今おっしゃった評価は、一応、私も読んでおりますけれども、それは、ちょっとと本当に十分なのかという気がしております。

それから、材料の古いもの、つまり、それは幾つかの材料について、実際のそういうことをやつたらそくなつたといふことで、それが、古い材料も含めて、本当にそうなのかといふことについては、何かまだデータが十分ではないのではないかといふうにも思えたのですが、勿論、いろんな下限を取つているわけですね。それよりももっと大きいものも勿論ありますし、そういういろんな下限を取つているといふ意味ではそんなんですけれども、特に試験を行つた材料が十分なのかどうか、いろんな材料について、そういうこともちょっとと考えまして、それは、四国電力さんといふことだけではなくて、保安院の方で、そういう減衰定数のことを、今、どういうふうに考えるのかといふことを、もう少し、確かに今言ったチームでの検証結果はあるんですが、それだけで本当に十分なのかどうかといふようなこと。外国の事例とか、いろんなことも含めて、もう少しそこは今の時点では検討し直す必要があるんではないかと思っております。

○石垣高経年化対策室長 ありがとうございます。済みません、司会ではなく、保安院としてということになつてしまふかもしません。今、四国電力からの説明にありましたように、耐震設計をどうするかということは、それ自体 1 つの大きなテーマ、難しいテーマでございますので、ちょっとここだけでどうだといふことでもないので、保安院の中で、耐震なり、今回の福島を踏まえいろいろなことを考えている中の 1 つだと思いますし、全体の中で整理をさせていただきたいと思います。

では、クロスチェックなどもされています、JNES からの立場から、どうぞ。

○JNES 1 点だけ、今の先生の御発言の中で気になることがございまして、今、材料が古いか、新しいかということでコメントされたと思うんですが、ここでの設計で使つている減衰といふのは、材料の云々ではなくて、転いていえば、構造減衰といふことで、例えば配管と支持構造物との摩擦とか、そういうことですから、材料が古いため、新しいというよりは、むしろ設計の配管の支持の仕方とか、周りに拘束材が巻いてあるかないかとか、そっちの方に大きく支配されるものど思つておりますし、その点だけ、1 点御理解いただきたいたいと思います。

○井野名誉教授 わかりました。材料だけではなくて、いろいろそのときの設計のスタイル等も含めてということになりますね。材料の減衰は、それ自体はもう少し小さい値です。

○石垣高経年化対策室長 ありがとうございます。ほかに、今の 2-1、2-2 の関係で御質問なりコメントなりありましたら、お願いいたします。

○飯井教授 今回の ECCS 系のターボポンプの保全ということに関しては、例えば今後、保安院さん、先日の意見聴取会で提示されました非常用クラスの機器の保全については、今後検討されるということなんですねけれども、そういったところで、追加的に議論されると考えてよろしいでしょうか。

○石垣高経年化対策室長 そういった中で考えていかなければいけない問題だと思います。ただ、ちょっと申し上げたかったのは、個別の四国伊方の 2 号炉の評価としてというごとと、若干中長期的に考えなければならないところは、今、まだちょっと整理ができていないところがあるんだけれども、いずれにしても、従来どおりの手法だけでは不十分だという御指摘だと理解をしています。

○井野名誉教授 今、石垣さんがおっしゃつた問題でされども、やはり長期の高経年化というのをどう考えていくかということは、中長期的でいいのか、やはり現在既に問題が個別に出されているところで、きちんと議論をしていくという姿勢が、私は必要なんでは

ないかと思いまして、それが、中長期というと、何か先の話ということで、先延ばしになってしまって、今、高経年化の評価の仕方が今まで 60 年にしようと 40 年にしようと、何が何でも結構ですけれども、それについて御説明いただきたいと思います。

維持規格などでみると、一検査期間、10 年に 10%ずつ回ったというようなことが書いてあります。そういうことでやられて、それは全数やられているんだだと思いますが、実際にそれがどういうふうな圧力容器の検査をやられているのかということについてお聞きしたいというのが 2 点です。

もう一つ、これは全般的なことですけれども、やはり溶接部のひび割れというのが一番問題になるとと思うんです。これは、圧力容器とかに限らず、配管とかいろいろなところにあります。それが、それで、ちょっと評価書を見ても、実際にどの程度の検査をやられているのかということが、よくわからないんですよ、代表検査で済ます問題とか、いるなんなことが書いてあってあってどういうことで、溶接部の検査は、全体に対してどれくらいの割合で、ここ 10 年の間にどういうふうにやられているかというような全体像を、次にお示しいただければと思います。

○石垣高経年化対策室長 ありがとうございます。それでは、このくらいで、ちょっと庄子先生がお見えになりましたので、司会進行を交代します。

○庄子教授 遅れての参加で大変申し訳ございません。それでは、次の審議事項から、私の方で司会をさせていただきます。

○井野名誉教授 四国電力の話で、もう少しよろしいですか、今、次に移るというふうには、ちょっと思わなかつたので、あれだったので、今回のことではないんですが、前回に出されていたクラッドの検査の話が出ておりましたね。それで、加圧器の上のノズル、そこは目視ができないので、超音波でやられたと。ほかのところは目視ができるのでそちらをやって超音波をやつていないということをおっしゃったんですね。まず、どうしてそこが目視できないのかと、何かその辺の図というか、その辺を具体的に説明していただきたいのが 1 つ。

それから、UT か VT か、超音波をやるのか、目視をやるのかといふことのいろんな検査方法に対して、どういうお考え方で選択をしているのか、月視と超音波では、まだ検出仕方も違うと思いますので、そういうことの考え方をお聞きしたいといふのが 1 つ。そのクラッドの検査については、それが 1 つです。

それから、2 番目として、それに関連して、アンダークラッドクラッキング、これは圧力容器の方ですが、こういうことを含めて、圧力容器の検査、ひび割れの検査というのは、実際にどういうふうにやられているのかといふことを、今日じゃなくてもよろしいんす

○四国電力（松浦） まず、溶接部の検査ですが、包装的にどのようによつているのかという話ですが、これは、日本全国どここのプラントも同じでございますが、日本機械学会さんの維持規格に点検の供用期間中検査のプログラムがございます。それに従つて検査をしているのが基本でございます。

○四国電力（松浦） まず、溶接部の検査の話ですが、包装的にどのようによつているのかという話ですが、これは、日本全国どここのプラントも同じでございますが、日本機械学会さんの維持規格に点検の供用期間中検査のプログラムがございます。それに従つて検査をしています。その後のスプレイノズルが見難いというのには、どういうことなんですかといふ話ですが、この前に評価書がございまして、構造図が載つてございまして、別冊の 2 分の 1 でございます。その 4 の容器で、耳たぶが 2-1 の加圧器本体の 11 ページでござります。

○井野名誉教授 それで、ここが目視できないというのには、

○四国電力（松浦） 通常、その横にあるマンホールから中をのぞくわけですが、ちょうど

ど天側に向いて見なければいけないので、寄り付きが非常に難しいということがござります。

○井野名誉教授 わかりました。ありがとうございます。

○四国電力 続きまして、RV のアンダーカラッドクラッキングですけれども、同じく別冊の 2 分の 1 の「4. 容器」、オレンジ色のタグのタグの 9 ページ目ですけれども、その一番上の「(2) 上部した等低合金鋼部の肉盛下層部のき裂」ということで、こちらが、いわゆる井野先生が御指摘してございまますアンダーカラッドクラッキングの評価でございます。

それで、紙面上の中央部に図がござりますけれども、こちらは、三菱重工の方が、いろいろ溶接の試験条件を変えまして、かつ、材料の成分等も変えまして実施した試験結果でございます。

継軸が ΔG 値ということで、モリブデンであるとか、Cr (クロム)、そしてバナジウム等、こういったものがござりますと、析出しまして、粒内の強度が上昇、粒界の塑性が低下して、かつ溶接の入熱が高いと割れてしまうと、割れが入るという結果が、これまでの経験から得られてございます。

こういったことは、既にわかっていましたので、容器のステンレス鋼の肉盛りをする際には、当然、この割れが発生しない領域ということで、この図で、右斜め下に下りている線がござりますけれども、これよりも下の領域で溶接をしまして、アンダーカラッドクラッキングは防げているというふうに、現時点では考えてございます。

以上でございます。

○井野名誉教授 流みません、この肉盛りをしたのは何年ですか。

○四国電力 (松浦) 運轉が 82 年でございますので、その少し前です。

○井野名誉教授 ありがとうございます。

○石垣高経年化対策室長 よろしくうござりますでしょうか。それでは、改めまして、次の議題に移らせていただきたいと思います。

○庄子教授 それでは、次の議題は、東京電力株式会社福島第二の 1 号の評価についてです。資料は、3 と 4 がこの議題に相当します。

○四国電力 最初に 3 と 4 について事務局から、それから資料 5 について東京電力から説明をお願いします。

○石垣高経年化対策室長 それでは、2 番目の議題の関係 2F の 1 号炉については、資料 3、4、5 になります。

資料 3 は、前回御説明をした際にいただいたコメントを整理したものでございます。3 については、コメントが 2 つあったと、それだけでございます。4 と 5 で順次御説明をさせていただきます。資料 4 を御用意ください。

これは、阿部先生が実際のハードファイルにどじ込んだ技術評価書の中に、劣化のこれまでの評価の部分が抜けているではないかという御質問でございました。

回答は、前段の方にいろいろ書いてございますけれども、安定停止状態を前提にした評価と、長期保守管理方針ということではございましたけれども、ただ、先生御指摘のところ、現在、ここまでどうなっているんだと、劣化の進展などはどうだというのを発射台として、この先の安定停止を維持した場合がどうかという評価が必要でございますので、前回も東京電力が御説明申し上げましたように、地震の前までは、通常の評価を途中までついて、ほぼ終わりかけていたという状態でござりますので、必要なデータはそろってございますので、そういった中から、一部なり必要な部分については、追加的に提出をしていただいて評価を進めるという格好で進めていこうというのが回答でございます。

今日、先ほど四国電力の伊方のときにも質疑をいたいたいものは、評価書に追加をしていただいたら、新旧対照表で見ていただいたような格好で、評価書なり、バックデータなりで確認しながら追加をさせていただくという手法も取つてございますので、この 2F の 1 につきましても、必要なデータは、これから私どもと、それから JNES とで技術的妥当性の確認という作業を進めますけれども、その中で必要なデータを出していただきて、必

必要なものは評価書に記載する、あるいは技術資料の方にも入れていただきと、そういう対応をさせていただきたいと思ってございます。

これは、これから審議を進めていく中で順次御紹介させていただければと思つていいところでございます。

○庄子教授 ありがとうございます。それでは、引き続き、コメントに対する回答として、東京電力の方からお願ひします。

○東京電力（山田） 東京電力の山田でございます。前回、1月18日に閑村委員からい

ただきましたコメントに関する回答でございます。

コメント事項といいたしましては、特別な保全計画、高経年化技術評価、復旧計画について、今後の保全の活動がどう実施されるのか、保全の全体的な関係を整理することとのコメントでございました。

当社における保守管理活動の全体像を示しております。

当社の保守管理基本マニュアルというものがございまして、こちらでは保守管理に対する要求事項といいたしまして、JEACの4111に基づきまして品質保証体制を構築いたしました。

JEAC4209に基づきまして保全を行うということを規定してございます。

発電所の保全活動の基本につきましては、保全計画等がございまして、復旧計画、高経年化技術評価も、最終的には保全活動にフィードバックされるということになります。

1ページに戻りまして、2Fにつきましては、昨年12月26日に原子力緊急事態解除宣言を受けまして、1月31日に復旧計画書を提出いたしました。

そこで、リスクを管理しつつ、必要な設備を復旧する計画としてとりまとめたものでございます。

今回のこのような安定的な停止状態の維持を前提とした2Fの1号機の今回の高経年化技術評価の位置づけといったまでは、震災の影響によるプラント停止の状況をかんがみ

まして、安定停止の維持に必要な設備に対しては、当前の安定停止期間に着目して、安定停止中ににおいて進行すると考えられる経年劣化事象の影響評価をいたしました、それ以外の設備に対しては、当前の安定停止には使用しないことから、原子炉施設の安全性に影響を与えないと評価したものでございます。

特別な保全計画につきましては、長期停止となつた場合などの特別な保全計画が必要となつた場合に作成するものと定めておりまして、今回の2Fの1号機のような安定的な停止状態を前提とした、発電所全体の保全活動につきましては、被災した設備の復旧及び復旧後の維持を含めて、特別な保全計画で一元的に管理していくことになります。

3ページ目に、参考までに、現在作成を進めております特別な保全計画書の一例を記載させていただいております。

日常保全による点検といたしまして、通常の保全計画と同様な保全活動を記載していくまでも、今回の高経年化技術評価で抽出されました長期保守管理項目を追加保全策として劣化の進展状況を確認するという活動を記載していく予定でございます。

○庄子教授 ありがとうございます。当社の高経年化技術評価で抽出されました長期保守管理項目を追加保全策として簡単ではございますが、以上でございます。

○庄子教授 ありがとうございました。このコメントは、閑村委員からのコメントで、今日は閑村先生が御欠席ですけれども、これは、事前に先生には説明されて、この内容というのには、まだですか。

○東京電力（山田） 特段、正式には御説明しておりません。

○庄子教授 では、この資料を閑村先生にお渡しして、あとはコメントをいただくということで。

○石垣高経年化対策室長 週末に送つてございますけれども、今のところは、御連絡はいたしていないであります。

○庄子教授 わかりました。どうぞ。

○阿部教授 閑村委員に対する回答書と関連しますが、資料4について、少しコメントをさせてください。

資料4に書いてある保安院さんの回答というものが、保安院さんが策定されている高経年化対策実施ガイドラインに関する回答では何も触れておられてなくて、これについては、少し奇異に感じるのでコメントいたします。

前回のコメントの意図は、以下のようなものです。この時点で2Fの1号機について高経年化技術評価をしなければいけないということではなくて、東京電力さんが、事故対応で非常に忙しい中ということもあります、また、再稼働に向けて今のところ日途がまだ立っていない段階ということもあります、ある程度の行政的な配慮というのが必要であるうと私は考えております。

それに当たりまして、資料4の意味については悩みが大きいと思います。ガイドラインの限りにおいては、30年目を経過する前までに高経年化技術評価を終えて、長期保守管理方針も策定して認めてもらわなければいけないということになつております。この内規に附々と従うのであれば、これをきちんと遂行しなければいけないということになります。

ですので、今の段階において、すべての項目については検査を行わないという判断的なのであれば、きちんと附則の形でこのガイドラインに書き込んで、行政の方針としてきちんと示しておく必要があると思います。

このことについて、ご回答をいただければと思います。

○庄子教授 どうぞ。

○石垣高経年化対策室長 御指摘ありがとうございます。私も阿部先生の懇みと同じ懇みを実は持つてございまして、東京電力の現在の状態のときに、どこまでやるかというのは、ちょっと言い方が変ですかけれども、フルスペックのルールを適用する、当然、それは無理があると思いますし、実際にには、冷温停止という普通の状態ではないことをやるわけですので、その実態に即した部分について、きちんと漏れなく見るということだと思います。

ただ、先生おっしゃるとおり、ガイドラインの上の位置づけなり、今回の2Fの震災に当たっての我々が自らつくったルールというところとの関係で、御指摘のとおり、それにはつきりさせないといかぬというコメントだと思います。

ガイドラインも通常の状態だけを想定したものでございますので、今回の取扱いをどうするか。前回は、1枚べらで、冷温停止状態に着目した評価をして、その前提が変わったから直しですよという1枚は出させていただいたんですけども、ガイドラインとの関係で、その例外なり何なりという位置づけは、改めて整理をさせていただきます。実際やる作業としては、今、申し上げたように、そんな関係のないところまで手を広げて全般フルスペックということではなくて、冷温停止に使う機器の劣化が今どうか、この先、冷温停止を維持する際に、どういう心配事があるかどうかということを見ます。それから、僕わないので、逆の言い方をするのかもしれませんけれども、僕わないので、冷温停止の状態に邪魔をしないといつたら変ですけれども、冷温停止状態に変な影響がなかなかいいかという目で見るんだと思いませんけれども、そういうところは、きちんと見ます。それから、ガイドラインとの関係は、自分でつくったルールは、自分でどう扱うかというのをきちんともう一回整理をするということです。

○庄子教授 どうぞ。

○阿部教授 このガイドラインそのものは、30年目の基準評価を終わらないと、次の10年間の運転を認めないという内容になつております。おっしゃることの心はよく理解できることのとおりだと思います。ただ、今回の形で高経年化技術評価をやつたことが、行政のお立場や、あるいは東京電力さんが実際に現時点できできる作業が何かというと、そのとおりだと思います。今後どういうふうに位置づけられていくのかということを考えると不安です。再立ち上げの時期を迎えた時に、今の時点で実施した不十分な高経年化技術評価が今の時点で意図していられない形で使われてしまうということは避けなければいけないし、あるいはその点で揚げ足を取られてしまう形にもなりかねないと思います。

そういう意味では、関村先生に対するコメント回答と全く同じことですが、今、行っていることと、再立ち上げまでの期間に行っていることに対する技術評価とか、長期保守管理方針というものと、通常運転のときの長期保守管理についての指針というものを、全く別立てのものをきちんとつくる必要があると思います。

その上で、再立ち上げに至ったときには、通常運転のための長期保守管理方針、それから高経年化技術評価というものをきちんともう一遍やり直すと。そうすれば、再立ち上げに向けての基礎的基盤というものがきちんとでき上りがった形で再立ち上げに臨めるということで、行政の動き方としては、そちらの方が非常に素直に聞こえます。今のガイドラインに無理やり解説を積み重ねてねじれた形にしてしまうよりは、素直に新しいガイドラインをつくって、冷温停止を終つたものにしていくというふうな位置づけのものを持つた方がよろしいかと思います。

以上です。

○庄子教授 ありがとうございます。ほかにございますか。

それでは、資料3、4、5について、御意見、御質問をお願いします。
どうぞ。

○井野名誉教授 今の話と外れるかもしませんが、前にも質問したかもしませんけれども、これは、現場の保全といいますか、地震・津波での現場の保全を、これは事故調査の方との関係で保全ということは必要なんだと想いますけれども、勿論、危険が生じるような保守ということは勿論必要なで、それ以外のことについては、保全ということはきちんとできているのかということについてはどうなんでしょうか。

○庄子教授 では、東京電力の方から回答をお願いします。

○東京電力（川村） 東京電力の川村でございます。実際に現場の状況でございますけれども、冷温停止を維持していく、要は、今の状態で安全を維持していくために必要な設備、例えば海水系の冷却のための設備ですので、そういうものが被害を受けましたので、これは安全確保のために、写真を撮り、あるいはオーデクダウンの記録を残すといった形を取った後に、安全な状態に復旧していくということでやってございます。
それ以外にも、放射線管理ですか、あるいはその周辺の放射線影響をモニタリングするためのモニタリングポストですか、そういうたいわゆる保安規定を守るための設備、これについても、やはり安全確保の観点から復旧が必要であるということで復旧をしてござ

ります。

これらの活動については、先般提出しました復旧計画書の方に、どういった内容をやりますというのことを明確にしてございます。こちらを、まず、最優先にやることでやつてきますので、例えば復水系のタービン系の補機類について、現状で点検をしているかというと、これは、ほとんど放置しているというのが実態でございます。
実際に、止まった状態のままになつていて、海水が入った部分について海水を抜いて、その状態で置いてあるということです。

心としましては、まず、安全を確保する、そことこころにリソースを最優先に向けるというところで取り組んでいるのが実態でございます。

○庄子教授 よろしくございますか。通常の高経年化技術評価とは、全く違った状況にありますので、現状は、今、説明があつたように、今の状態を十分安全確保することに全力を尽くしていると。次の状況になれば、また、そのときに、従来の高経年化技術評価といいのか、それを含めて、また次のステップで考えるということです。
ほかに御意見はございますか。よろしくございますか。

特に御意見がなければ、次の議題について次は、関西電力美浜2号の評価について事務局から、それから引き続き資料7について関西電力から御説明をお願いいたします。
では、まず、事務局から。

○石垣高経年化対策室長 それでは、次の議題になります。関西電力の美浜2号炉について
てということでございます。
資料は6と7になります。資料6は、先生方からいただいたコメントを2点整理しただけでございます。回答の方は、資料7になります。
資料7は、関西電力から御説明をお願いします。

○関西電力（田中） ありがとうございます。関西電力の高経年対策グループの田中と申します。よろしくお願いします。

2点、委員の方からコメントをいただいたということで、1点目が箕島先生、もう1点が渡邊先生からだと思います。

まず、資料7を見ていただけで、7枚ものでございます。7分の2ページを開いていただいて、まず、箕島先生の方からの御回答ですけれども、質問は、概要資料を全般説明させていただいて、24 ページ目の加圧器サーボライイン用の管台の U.F. 疲労累積係数が大きく異なる点の理由ということで、30年目のときの評価したのが 0.002、40年目のときは 0.033 ということで、1けた違うので、その理由ということでございました。

回答で書いていますように、2点大きく相違点について書かせていただきました。

1点目は、疲労評価に用いた規格の変更によりまして、設計疲労線図により繰り返し回数の多い範囲、10 の 6 乗回から 10 の 11 乗回までのピーク応力強さを考慮するようになつたことで、発生するピーク応力はより小さな過渡についても疲労累積係数としてカウントされるようになつたということですござります。

もう1点は、内圧による応力算出に当たって、30年目の評価では、FEM 解析をやつてございます。40年目のときには、設計・建設規格、添付 1、次のページにも載せておきましたけれども、それの応力係数を用いて規格計算により評価を行つてあるということでござります。

その差異については、下の表にありますように、こういうことなんでござりますけれども、1けた違うということで、1番の方の 10 の 6 乗回から 10 の 11 乗回まで疲労であつたということは、約 2 倍くらい数字が変わつています。

もう1点、2番目の方は、FEM 解析による解析値、これはやはり 8 倍くらい変わつていると、あくまでも設計・建設規格の方は簡易計算なので、FEM 解析という詳細解析をしますと、やはり 8 分の 1 くらいになるということなので、逆にそれはやってございませんので、8倍くらいの値が大きくなつたといふことで、両方合わせて 16 倍くらいになつたということですござります。

実際に、30年日のときには、国の基準としては、告示の 501 で規定されておりまして、

40年日のときには、その告示が廃止されて、性能規定がされてございまして、その設計・建設規格が主要規格としてされたものであるということでござります。

もう1点の御質問は、渡邊先生からいただいたんですか、7分の 4 ページをめくつていただきたいと思います。

ピーニングの有効性について、応力緩和の程度と効果の持続性について説明することとお話をいただきました。

保全実績の評価の説明で、蒸気発生器のセーフエンドについて、亀裂が見つかったものについては取り替えたんですけれども、そのほかのものは異常がないことを ECT という渦流探傷検査において異常がないことを確認した上で、ショットピーニングを施しました。ということを御説明したときに、御質問が出たものでござります。

この違いについては、水の中ではオータージェットピーニング、それ以外のところで超音波ショットピーニングを使っているというお話をさせていただいたが、データの提示ということがございましたので、今回、数枚お持ちしております。

まず、回答に書いていることを読ませていただきますけれども、予防保全として施工しているオータージェットピーニングと超音波ショットピーニングの効果につきましては、深さが 0.5 から 1 mm まで圧縮応力が付与されます。表面近傍では 300 から 500 MPa の圧縮応力になることが確認されてございまして、応力付与の程度に関するデータを次のページに記載しています。ここは、ちょっと緩和と書いてしまいましたけれども、次のページをめくつていただきまして、緩和というよりも付与というふうに呼んだ方がいいと思います。

7分の 5 ページになります。7分の 6 と両方並べて見ていただいたらわかるんですけれども、7分の 5 の方は、図 3、図 4 にお持ちしたのが、600 合金の溶接金属のものでござります。

図 3 に示していますように、上の左側にウォータージェットピーニングを施工なしの場合には、引張応力が残っているという状況です。

右側に書いているのは、欠陥がある、ない、要するに嚢性欠陥がある、なしということです。約1mmぐらいいの欠陥を入れたんですけれども、欠陥があるの場合も、欠陥がなしの場合も、一応、表面は正縮応力ということになつてているということが、これで見て取れるかと思ひます。

超音波のショットビーニングの方も同じ状況になったということは、見て取れると思ひます。

もう一点説明したいのは、次のア分の6ページでございます。これは、ステンレス鋼の部材でござりますけれども、これは、深さ方向にデータが取れましたというか、母材なので取れます。溶接は、測定法の問題がございまして、なかなか取れないということで、母材は取れましたので、これは、取れたデータを提示しているということです。

図の7に示しますように、深さ0、要するに表面ですけれども、表面では400MPaくらいの正縮応力が加えられているということです。データで1mmくらいまでは、一応、圧縮の状態は残っているというのを見ていただけかるかと思つています。

潜在欠陥あり、なしも更にないというのも、このデータから見て取れるかと思つています。

もう一点も、統いてデータで説明させていただきます。最後のページ、これは、応力緩和の効果特徴性に関する公開されたデータということでござります。

このデータを見ていたいだいのところは、一番左側にビーニング施工直後と書いてござります。ここをあくまでも応力比1としているのは、一応材料といいましょうか、ウォータージュットビーニング、ショットビーニングの内表面の残留応力自体は420MPa、520MPaということで、少し違いますので、無次元化して1.0という形でここに置きました。それによつて大体何割くらい落ちるかというのを見やすいうように、このグラフははなつてございます。

これを見ていたいだいわかりますように、約2割くらいは落ちていく可能性はあると書いていますけれども、この試験は、420°Cで変動応力をかけたものです。約130MPaの応力をかけて、繰り返しの回数を人体300くらいかけてやつっています。

それで、420°Cで約100時間くらいかけたということですけれども、これは、温度加熱ラーソンミラー係数20として考えても、320°Cで60年相当になるということでの想定の試験結果です。

ですので、ある程度落ちるんですけども、十分圧縮応力は残つているというデータだと御理解いただきたいと思います。

それでは、もう少し本文を説明したいので、7分の4ページを見ていただきたいんですけれども、今、私が口頭で説明させていただいた応力繰り返し負荷、ラーソンミラーの件については、※で書かせていただきました。なおかつ、最後に添付資料の出典としまして、2つ、今回お持ちしたのは、これはオープンのものでございますので、どなたでも見られるような状況のデータでございます。

私からは、以上でございます。

○庄子教授 ありがとうございます。今の回答について、何か、御質問はござりますか。どうぞ。

○渡邊准教授 渡邊です。前回質問をしたときに、なるべく実機の環境に近いようなデータをお示しくださいという質問をしました。

これを見ると、公表されているというデータということなんですねけれども、これは、公表されていないような実機のデータがたくさん担保されていて、ここに公表できるのは、これだけだという意味でしようか。

それで、私が申し上げたのは、実機の環境といふのは、非常に複雑な表面の形状もあるわけとして、それと複雑な応力の分布もあるわけですね。

もう一つは、中性子が長い間付加されると、中性子は全く無視されるというふうことを含めて、もう少し詳しい御検討の結果というの、どうでしようか。

○庄子教授 どうぞ。

○関西電力(田中) まず、中性子と言われますと、実際に当該部というの、一番近いところで、原子炉容器の出口管でですけれども、これは、コンクリート構造物が当然ながら

らありますので、中性子は大分低くなつて影響がほとんどないと考えています。

ただ、先生おっしゃったように、現場でのというか、実機のと言われますと、まず、現場では、X線でそんな残留応力を測れるような大きな装置を持つて行けませんので、実機で測っているというわけではない、実機の模擬という形でやつてございます。

最近、この点を御指摘される先生方も聞き及んでおりまして、事業者として、現在、共通研究で試験をやっております。というのは、メーカーさんには実際に施工していただいた後、発電技術協会の方で第三者機関としてその効果の検証をお願いするという形を取っています。これは、公開性という意味でも非常にオープンでやりたかったので、そういうことをやっています。それは、もう今年度終わりますので、4月以降だと思いますけれども、学会論文等々、今後どんどん出ていくと思っています。そういうデータは、いずれ出てくるということで、今、申し上げたことでござります。

以上でございます。

○庄子教授 よろしくうございますか。

○渡邊准教授 わかりました。

○庄子教授 ピーニングによる圧縮応力というのは、高経年化のときの対策の大きな柱ですので、そこは是非確認をお願いしたいと思います。

ほかに、資料7についての御質問は、よろしくうございますか。

ありがとうございます。それでは、次は、本日の最後の議題になりますけれども、中性子照射脆化についてです。まず、資料8について事務局から、それから資料9について九州電力、その後、資料10について事務局から、更に資料11について九州電力から説明をお願いします。その後、一括して質疑の時間を持たたいと思います。

それでは、まず、資料8について、事務局、どうぞ。

○石垣高経年化対策室長 資料8は、これまで御議論いただいた中の質問事項を整理したものでございます。1枚で裏表になっております。

この回答が資料9という恰好で、今日、九州電力から御用意いただいたものという

ことでございます。準備はよろしいですか。

では、資料9の方は、九州電力から御説明をお願いします。

○九州電力（野崎） 九州電力の野崎といいます。資料9に従つて御説明させさせていただきます。

まず、1番シャルピー破面観察結果（母材の照射前～4回試験）を提示することとします。されども、シャルピー破面観察結果は、メーカー報告書に記載されていまして、それを、高温側では纖維状な面である延性破面を示す傾向にあり、特異性は認められています。

なお、いざれの破面においても、遷移温度領域を境に低温側は平滑な面である脆性破面を、高温側では纖維状な面である延性破面を示す傾向にあります。

注釈で語彙の説明を書いております。

1ページめくついていただきまして、ここが照射前のシャルピー衝撃試験温度と、その破面写真を示しています。温度が低い方が脆性破面の傾向、温度が高ければ、延性破面の傾向を示していると。

図中の破面写真の中に括弧書きで数値を書いておりますけれども、これは、延性破面率が50%となる温度を記載しております。

3ページ目に、試験温度と延性破面率の関係を示していまして、延性破面率が50%にある、照射前の場合ですと、マイナス4℃というふうことを示すグラフも付けております。次に、4ページ以降が、第1回も同様です。第2回、第3回、第4回と、これまでの破面写真を付けさせていただいています。

次に、2番、照射量と硬さの関係は知られていますので、硬さの試験結果を出してほしいということですけれども、現在、保管されている照射前、保管材ですが、第3回及び第4回監視試験片、これはシャルピー衝撃試験片の焼材について実施した硬さ試験の結果を表に示しております。